

第二種退職共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会（以下「振興会」という。）定款第4条第1号で定める事業の推進を図るため、現行退職共済事業に加えた制度として、その実施にあたり、必要な事項を定め共済制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程に掲げる第二種共済契約（以下「第二種契約」という。）とは、退職共済規程第2条第1項第3号に定める共済契約にかかる退職手当の給付に加えて、この規程に定めるところにより、第二種退職手当の給付その他共済の適用を約する契約をいう。

- 2 被共済職員とは、第二種共済契約者に雇用されている職員をいう。ただし、満65歳以上の職員を除く。
- 3 その他、この規程において掲げる用語の意義は、退職共済規程第2条第1項各号に定めるところによる。

(第二種契約の締結)

第3条 退職共済規程第3条に定める共済契約者でなければ、この契約を締結することはできない。

- 2 第二種契約における被共済職員の加入は、現行退職共済規程同様、任意包括加入とする。
- 3 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度改正後の掛金助成廃止該当種別で、加入止めの届出を行った場合においては、施設・事業所ごとの任意包括加入とする。

ただし、法人内で掛金助成廃止該当種別における新たな施設・事業所を設置した場合は加入の義務を負う。

第4条 第二種共済契約者は、被共済職員ごとに年額掛金を定めて締結するものとする。

- 2 その他第二種契約に係る事項については、退職共済規程第2章に定めるところによる。

(第二種退職共済契約の解除)

第5条 退職共済規程第6条により契約が解除になった場合は、第二種退職共済契約についても解除となる。

(被共済職員等の受益)

第6条 被共済職員及びその遺族は当該第二種契約の利益を受けることができる。

- 2 共済契約者は、第二種退職共済掛金を納付する義務を負う。
- 3 その他権利義務に係る事項については、退職共済規程第3章に定めるところによる。

(掛 金)

第7条 共済契約者は、毎事業年度、第二種退職共済掛金（以下「第二掛金」という。）を当該事業年度の6月末日までに納付しなければならない。

- 2 被共済職員が、被共済職員期間中に満65歳に達した場合には、その当該年度まで第二掛金を納付しなければならない。

(第二掛金の額)

第8条 第二掛金は、口数制でかつ全額第二種共済契約者の負担とし、毎年4月1日現在在籍する被共済職員について、別表第一に定める契約口数を5口以上15口以下の範囲内で定め、振興会に届け出の上納付しなければならない。

- 2 振興会は前項に定める第二掛金のうち、人件費の一部及びシステム管理の費用として被共済職員1名につき1,200円を上限としてその費用に充てることができる。
- 3 前各号に定める第二掛金は年掛とし、口数の変更は5口以上15口以下の範囲内で毎年度4月1日に可能とする。
- 4 年度の途中において、新たに、被共済職員となった場合は、当該年度の第二掛金は要しないものとし、期間算定に含まないものとする。

(掛金の不返還)

第9条 既に納付した第二掛金は、当該掛金の額に誤りがあった場合のほかは、これを返還しないものとする。

- 2 加入者期間が一年未満の場合及び共済契約者の都合による脱退においても、既に納付した第二掛金は返還しないものとする。
- 3 その他、掛金の納付方法及び掛金の督促については、退職共済規程第16条及び17条を準用するものとする。

第2章 給 付

第1節 通 則

(給 付)

第10条 第二種契約に係る給付の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 年 金
 - イ 第二種退職年金
 - ロ 第二種遺族年金
- (2) 一時金
 - イ 第二種退職一時金
 - ロ 第二種遺族一時金
- (3) 年金に代えて支給する一時金

(給付の請求)

第11条 給付の請求に関しては、退職共済規程第21条に定めるところによる。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 年金または一時金を受取る遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(加入者期間)

第13条 第二種契約の被共済職員は、振興会が第二種退職共済契約を承諾した日、または第二種契約を締結する共済契約者に雇用される職員となった日以後最初に到来する4月1日から被共済職員となり、その期間は、第二種加入者たる地位を失った日の属する年度とする。

- 2 被共済職員期間中に満65歳に達した、被共済職員の給付の基礎となる期間は、被共済職員となった日以後最初に到来する4月1日から、満65歳に達したその当該年度未までとする。
- 3 被共済期間中に休職となった場合及び掛金が未納となっている期間についてはその期間を除外する。
- 4 施設の変更及び合併等並びに法人間の異動があった場合は、その前後の被共済職員であった期間は通算する。

(基準累計額)

第14条 第二種契約に係る給付額の算定にあたっては、毎年4月1日において、第二種加入者ごとに10,000円に契約口数を乗じた額を計算し、第二種加入者期間中の当該額を累計した額と、次項に定める利息相当額を合算した額(以下「基準累計額」という。)を基礎とする。

2 利息相当額は、毎年3月末日において、第二種加入者ごとに毎年4月1日の基準累計額に0.02を乗じた額を計算し、第二種加入者期間中の当該額を累計した額とする。

ただし、年度の途中において退職した場合は当該年度分の利息相当額は計算しないものとする。

(給付の決定)

第15条 振興会理事長は、給付請求書を受領したときは、これを審査し、給付すべきと認めるときは、速やかに裁定通知書及び支払い通知書を交付するものとし給付できないと認めるときは、その理由書を交付するものとする。

(給付額の端数処理)

第16条 給付額を算定する場合において、計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(給付制限)

第17条 退職手当共済規程第10条第1項第2号に該当したときは、その者に本制度による給付は行わないものとする。

2 脱退時における本制度の給付は行わないものとする。

(給付金受給権の消滅)

第18条 この規程による給付金を受ける権利は、その給付事由が発生した日から5年間を経過したときは、時効によって消滅する。

第2節 年 金

(第二種退職年金)

第19条 第二種加入者期間20年以上の被共済職員が満65歳に達したとき、または第二種加入者期間20年以上の被共済職員が満60歳に達した日以後満65歳に達する前に退職したときは第二種退職年金を支給する。

(支給期間)

第20条 第二種退職年金の支給期間は、その支給を受ける被共済職員の選択により5年間または、10年間とする。

(第二種退職年金の支給時期および支給方法)

第21条 第二種退職年金の支給時期および支給方法は、退職共済規程第30条に準ずるものとする。

(第二種退職年金の額)

第22条 第二種退職年金の給付月額は、支給期間に応じ、次により計算される金額とする。

(1) 支給期間5年間を選択したとき
基準累計額 ÷ 56.984

(2) 支給期間10年間を選択したとき
基準累計額 ÷ 108.596

(第二種遺族年金)

第23条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その遺族に当該各号に掲げる期間、第二種遺族年金を支給する。

(1) 第二種加入者期間20年以上の被共済職員であって、満60歳を超えている者(次号に掲げる者を除く。)については、その遺族の選択により5年間または10年間とする。

(2) 第二種退職年金受給中の者については、当該第二種退職年金受給中の者が選択した支給期間からすでに支給された第二種退職年金の支給期間を差引いた期間とする。

(第二種遺族年金の額)

第24条 第二種遺族年金の月額は、支給期間に応じ、次の各号に定めるところにより計算される金額とする。

(1) 前条第1号に該当したとき。
第22条の規定により計算される金額

- (2) 前条第2号に該当したとき。
第二種退職年金受給中の者が受けていた第二種退職年金の月額と同額

(年金の失権)

第25条 第二種契約における年金の受給権は、あらかじめその給付を受ける権利を有する者（以下「第二種退職年金受給権者」という。）が死亡したとき消滅する。

(支払未済給付の特例)

第26条 第二種契約における年金受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でいまだ支給しなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給する。

(転 給)

第27条 第二種遺族年金の受給権者が第25条の規定に該当するに至ったときは、5年間または10年間からすでに支給された第二種退職年金および第二種遺族年金の支給期間を差し引いた期間、その他の遺族に遺族年金を支給する。

(過払いの調整)

第28条 第二種契約における年金の支給を受けている者がその受給権を喪失した場合、遺族年金受給手続が遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、その者の遺族（その者が遺族である場合はその他の遺族）に支払うべき遺族年金から差し引き調整する。

第3節 一時金

(第二種退職一時金)

第29条 第二種加入期間1年以上20年未満または加入期間20年以上で定年に達する前に退職したとき、加入期間20年未満で満65歳に達したときは、第二種退職一時金を支給する。

(第二種退職一時金の額)

第30条 第二種退職一時金の額は、基準累計額とする。

(第二種遺族一時金)

第31条 第二種加入期間20年以上で定年に達する前に死亡したとき、または20年未満で満65歳に達する前に死亡したときは、その遺族に第二種遺族一時金を支給する。

(第二種遺族一時金の額)

第32条 第二種退職一時金の額は、基準累計額とする。

第4節 年金に代えて支給する一時金

(第二種退職年金に代えて支給する一時金)

第33条 第二種退職年金受給権者が、退職または支給開始後に一時金の支給を申し出て振興会がこれを認めたときは、第二種退職年金に代えて第二種退職一時金（以下「第二種選択一時金」という。）の支給を受けることができる。

2 前項の規定による第二種退職一時金の額は、当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた第二種退職年金または第二種退職遺族年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表第二に定める年金現価率を乗じて得た額とする。ただし支給開始前に第二種選択一時金の支給を申し出た場合の当該一時金の額は、第30条により計算される額とする。

3 第二種選択一時金の支給は、退職共済規程の選択一時金の支給に併せて申し出なければならないものとする。
ただし、第二種退職年金または第二種遺族年金の受給権が発生する前に選択一時金の支給を受けている場合は、この限りでない。

第3章 制度の管理運営

(適正運営)

第34条 本制度の適正な運営に関しては、退職共済規程第6章を準用する。この場合において、退職共済規程第48条中「第14条第1項第1号に定める通常掛金」とあるのは第二種退職共済規程「第8条第1項に定める掛金のうち、10000円に契約口数を乗じた額」と読み替えるものとする。

(共済法の準用)

第35条 この規程の定めのない事項については、退職共済規程ならびに共済法による制度の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年11月25日から施行する。

(第二掛金の納付特例)

第2条 第二種契約法人の経営上の理由により、本規程第7条に定める掛金を納付することが困難になった場合においては、振興会に申し出を行い、本会がこれを承認したときは、1年間を限度として第二掛金の納付を免除することができるものとする。ただし、当該期間は支給時の算定対象とはならない。

(契約法人内での異動に伴う特例)

第3条 第二種契約における被共済職員が、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に加入していた場合で、機構の制度における助成対象施設・事業所等に異動となったときは、振興会に申し出を行い、本会がこれを承認した場合において、当該被共済職員については、5年間を限度として脱退扱いとしないことができる。

2 同条第1項に該当する場合の第二掛金は、5年間を限度として納付する義務を免除する。ただし、当該期間は支給時の算定対象とはならない。

(第二種契約における被共済職員の加入の特例)

第4条 社会福祉施設職員等退職手当共済法による助成対象外（機構の掛金助成対象外）に該当するところにあつては、平成18年4月1日以降に採用される職員については、本規程第3条第2項の規定にかかわらず加入することができるものとする。ただし、その場合は新規採用職員は全員対象となる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(年金に係る特例)

第2条 本規程のうち、第2章第2節及び第4節については、改正保険業法との関係から適用可能となるまでの間規程の適用はしないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【別表第一】

第二種退職共済掛金額表

※ 職員1名につき／年間

口数	掛金額(円)
5口 (基本口数)	51,200
6口	61,200
7口	71,200
8口	81,200
9口	91,200
10口	101,200
11口	111,200
12口	121,200
13口	131,200
14口	141,200
15口	151,200

【別表第二】

年金に代えて支給する一時金の乗率表

年金月額1円あたりの現価率(年利率2%)

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0	0.988	1.976	2.963	3.951	4.939	5.927	6.914	7.902	8.89	9.878	10.865
1	11.853	12.821	13.79	14.758	15.726	16.695	17.663	18.631	19.6	20.568	21.536	22.505
2	23.473	24.422	25.372	26.321	27.27	28.22	29.169	30.118	31.068	32.017	32.966	33.916
3	34.865	35.796	36.727	37.657	38.588	39.519	40.45	41.38	42.311	43.242	44.173	45.103
4	46.034	46.947	47.859	48.772	49.684	50.597	51.509	52.422	53.334	54.247	55.159	56.072
5	56.984	57.879	58.773	59.668	60.562	61.457	62.352	63.246	64.141	65.035	65.93	66.824
6	67.719	68.596	69.473	70.35	71.227	72.104	72.982	73.859	74.736	75.613	76.49	77.367
7	78.244	79.104	79.964	80.824	81.683	82.543	83.403	84.263	85.123	85.983	86.842	87.702
8	88.562	89.405	90.248	91.091	91.934	92.777	93.62	94.463	95.306	96.149	96.992	97.835
9	98.678	99.505	100.33	101.16	101.98	102.81	103.64	104.46	105.29	106.12	106.94	107.77
10	108.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—